

様式1

総務課長	技術課長	総務係長	財務管理係長

設備管理日誌

令和 年 月 日 曜日

天候 外気温度 時刻 時 分 ℃

会社名

勤務者

点検時刻

会館電気室	電圧 V	電流 A	状態
高圧盤			
低圧盤電灯			
低圧盤動力			

点検時刻

温室電気室	電圧 V	電流 A	状態
高圧受電盤			
中央休憩所送			
北山門送り			
会館送り			
電灯盤NO1			
NO2			
動力盤NO1			
NO2			

非常用発電機 会館

試運転結果 (水温・油圧・異音) (軽油補給量等)	
時数計指示数	h 油量 ℓ

非常用発電機 温室

試運転結果 (水温・油圧・異音) (軽油補給量等)	
時数計指示数	h 油量 ℓ

点検時刻

北山門キュービクル	電圧 V	電流 A	状態
高圧受電盤			
電灯配電盤			
動力配電盤			

点検時刻

北山カフェキュービクル	電圧 V	電流 A	状態
電灯配電盤			
動力配電盤			

点検時刻

森のカフェキュービクル	電圧 V	電流 A	状態
動力配電盤			
電灯配電盤			

電流値 (A)

水生池ポンプ		上水ポンプ1	
ラン室池ポンプ		上水ポンプ2	
マングローブP		上水ポンプ3	
鏡池ポンプ		会館上水P1	
鴨川揚水ポンプ1		会館上水P2	
鴨川揚水ポンプ2		雑用水ポンプ1	
井戸ポンプ1		雑用水ポンプ2	
〃 2		雑用水ポンプ3	
冷房室空調機		多目的室エアコン 1	
北山池濾過P		〃 2	

点検時刻

	電力量 kw	上水 m3
本日指示数		
前日指示数		
使用量		
月使用量		

残留塩素測定値

測定場所	測定時間	測定値 ppm	水質
温室洗面場			
会館湯沸し室			
森のカフェ厨房			
北山門洗面場			
北山カフェ厨房			

冷温水機ガス使用量 N/m3

	温室冷温水機	会館(一般)
本日指示数		
前日指示数		
使用量		
月使用量		

電球、蛍光灯等の交換

場	所	型	式	品	番	等	本数

水処理

上水次亜塩投入量 (溶解量 100ℓ)			
本日数値	前日数値	使用量	

その他の水処理剤投入

設備名	薬品名	投入量	備考

ストレーナ清掃

--

記

--

様式2

設備点検作業日誌

総務課長	技術課長	総務係長	財務管理係長	温室係長

令和 年 月 日 曜日 会社名： 勤務者

	点検機器名	点検方法	点検内容	結果	措置
電気設備					
冷暖房・空調					
給・排水設備					
衛生設備					
換気設備					
消防設備					
噴水設備					
放送・計測機器					
中央監視					
その他					
申し送り事項					

様式3

総務課長	技術課長	総務係長	財務管理係長	温室係長

ボ イ ラ ー 運 転 日 誌

令和 年 月 日 ()
会社名
勤務者

		ボイラー水温		還 り 水 温		水高計 mAq		ガス調量弁解度		ガス圧力mmAq		インバーター指数Hz	
時 刻	外気温	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
10													
12													
14													
16													
18													
20													
22													
24													
2													
4													
6													
8													
ボイラー発停記録 No.								ボイラー発停記録 No.					
～	:			～	:			～	:			～	:
～	:			～	:			～	:			～	:
～	:			～	:			～	:			～	:
～	:			～	:			～	:			～	:
～	:			～	:			～	:			～	:
特記事項													

勤務時間 ～		
循環ポンプ運転状態		
	1 号	2 号
電 流 値	A	A
吐出圧力	Mpa	Mpa
吸込圧力	Mpa	Mpa
異 音		
グランド		
発 熱		

ガス使用量 Nm3	
本日指数	
前日指数	
使用量	
月消費量	

運 転 時 間		
	1 号	2 号
ボイラー		
循環ポンプ		
月間運転時間		

総務課長	技術課長	総務係長	財務管理係長	温室係長

令和 年 月 日 曜日 天候

勤務者

NO () 吸収式冷温水発生機								
時刻	外気 温度	高 温 再 生 機		排 ガ ス 温 度	液面 吸収	冷温水	冷却水	冷却水
		圧 力	温 度			往き温度	往き温度	還り温度
10					○			
12					○			
14					○			
16					○			
18					○			
20					○			
22					○			
24					○			
2					○			
4					○			
6					○			
8					○			

時刻	会館 冷温水発生機 (一般)				
	冷温水 往き温度	冷温水 還り温度	冷却水 往き温度	冷却水 還り温度	負荷 電 流
11					
15					

温 室 冷温水機 運転時間		前日指数	本日指数	日	月
	No.1				
	No.2				

[illegible]

ガス使用量 Nm3	温室冷温水機 NO()	会館(一般)
本日指示数		
前日指示数		
使 用 量		
月 使 用 量		

ポンプ		温 室 NO()		会館一般	
項 目		冷 温 水	冷 却 水	冷 温 水	冷 却 水
電 流					
圧力	出 口				
	入 口				

室名	時 刻	
	10時	14時
会館休憩所		
会館展示室		
会館園芸サロン		
会館多目的室		
冷房室		
昼夜逆転室		
高山室		
A棟3号室		
A棟4号室		
栽培室22		
栽培室23		
特別展示室		

記	
温室冷温水発生機の暖房期は 冷却水の欄にヘッダーの往き、 還りの温度を記入して下さい。	

温室温度記録

技術課長	財務管理係長	企画係長	温室係長	花壇係長

令和 年 月 日

記入者：

		記 録 時 間							
		最高(前日)	最低	10	14	18	24	4	7
外	気 温	－	－						
天	候	－	－	○	○	○	○	○	○
有 用 作 物 室		－	－						
ジ ャ ン グ ル 室		－	－						
水 生 食 虫 植 物 室		－	－						
ラ ン 室		－	－						
ア ナ ナ ス 室		－	－						
高 山 植 物 室									
昼 夜 逆 転 室				－	－	－	－	－	－
砂 漠 サ バ ン ナ 室		－	－						
冷 房 室									
特 別 展 示 室		－	－						
水生植物室池 中央		－	－						
マ ン グ ロ ー プ 池		－	－						
A棟	1 号 棟								
	2 号 棟								
	3 号 棟								
	4 号 棟								
B棟	5 号 棟								
	6 号 棟								
	7 号 棟								
	8 号 棟								
	水 槽 1	－	－			－	－	－	
	水 槽 2	－	－			－	－	－	
C棟	9 号 棟								
	10 号 棟								
	11 号 棟								
	12 号 棟								
D棟	13 号 棟								
	14 号 棟								
	15 号 棟								
	16 号 棟								
E棟	17 号 棟								
	18 号 棟								
	19 号 棟								
	20 号 棟								
F棟	21号棟(ビニル)								
G棟	22 号 棟								
	23 号 棟								

ボイラーの定期自主検査記録

総務課長	技術課長	総務係長	財務管理係長	温室係長

ボイラー番号（ ）
検査年月日 令和 年 月 日
会 社 名
点 検 者

点 検 項 目 及 び 点 検 事 項		異常有無	状 態 及 び 措 置
本 体	鋳鉄製セクション・取付部の損傷等		
	ケイシングの損傷		
	基礎・据え付けの損傷		
燃 焼 装 置	主バーナー本体の損傷等		
	パイロットバーナー本体の損傷等		
	耐火材及びバーナータイルの脱落、損傷等		
	煙道・煙突・ダンパの損傷及び通風圧の異常		
	ガス管の腐食、損傷、ガス漏れ等		
自 動 制 御 装 置	起動及び停止の装置の作動状態		
	火災検出装置の検出機能及び損傷等		
	燃料遮断装置の作動状態及び損傷等		
	燃焼量・空気量制御装置の作動状態		
	水温比例調整器の作動状態及び損傷		
	温度調整器の作動状態及び損傷等		
	操作盤・プロテクトリレーの作動状態		
	電線接続端子部の緩み等		
付 属 装 置 及 び 付 属 品	連成計(温度・水高)の指針状態		
	安全弁・逃がし弁・逃がし管の損傷等		
	圧力計・配管等の損傷等		
	感震装置の作動状態		
	排ガス監視装置の作動状態及び損傷等		
	給水ポンプ(インバーター)作動状態及び損傷等		
	膨張タンクの損傷等		

※上記自主検査は、毎月1回実施してください。

＊ ボイラー安全規則 第32条

事業者は、ボイラーについて、その使用を開始した後、一ヶ月以内毎に一回、定期的に、自主検査を行わなければならない。